

屋外広告物の手引き

許可申請編

平成 31 年 3 月

目次

1	はじめに.....	1
2	許可を申請するためには.....	2
(1)	申請手続きの流れ.....	2
(2)	事前協議	3
(3)	関係法令の申請等	3
(4)	新規許可申請に必要な書類	4
(5)	許可の期間.....	5
3	許可を受けたあと（屋外広告物の掲出者の義務）	6
(1)	管理者等の設置・届出	6
(2)	完成届	6
(3)	許可等の表示.....	6
(4)	適正な管理義務.....	7
(5)	許可の更新.....	7
(6)	安全点検	8
(7)	許可の変更.....	9
(8)	除却義務	9
4	違反に対する措置	10
(1)	違反に対する措置	10
(2)	公表	11
(3)	罰則	11
5	許可の申請手数料	12
(1)	手数料	12
(2)	納付方法	12
6	申請書等の記入要領	13
(1)	屋外広告物等事前協議書【様式第1号】	13
(2)	景観チェックシート	14
(3)	屋外広告物等許可申請書【様式第2号】	16
(4)	屋外広告物等更新許可申請書【様式第4号】	17
(5)	屋外広告物等安全点検結果報告書【様式第5号】	18
(6)	屋外広告物等変更許可申請書【様式第6号】	19
(7)	屋外広告物等除却届【様式第13号】	21
(8)	屋外広告物等工事完成届【様式第14号】	21
(9)	屋外広告物等管理者設置（変更）届【様式第15号】	22
(10)	屋外広告物等設置者等の氏名（住所）変更届【様式第16号】	22
(11)		
	仰角計算書（第1種普通規制地域に許可申請を出す屋外広告物（建植広告）の概要書）	23

1 はじめに

この手引きは、山形市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可申請に係る手続き等について理解を深めていただくとともに、秩序ある正しい掲出を行っていただくために作成しました。別冊の「屋外広告物の手引き：ガイドライン編」と併せてご確認いただき、山形市の美しい景観を守り育てるため、みなさんのご協力をお願いします。

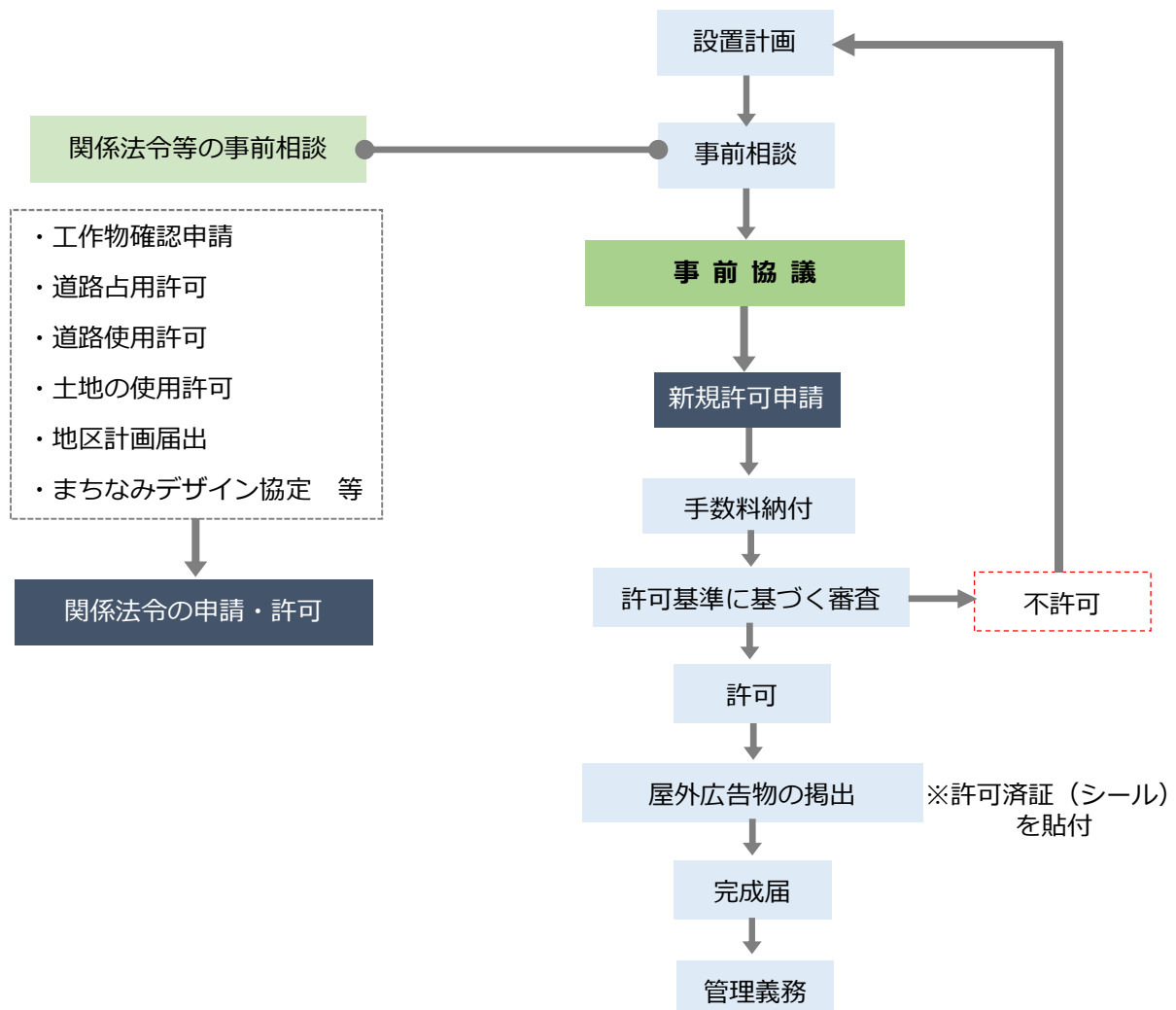
2 許可を申請するためには

(1) 申請手続きの流れ

山形市内において、屋外広告物を掲出する場合は、原則として許可が必要となります。また、屋外広告物の表示内容を変更したり、除却したりする場合にも許可や届出が必要となります。

許可申請の流れは次のとおりです。

手続きのフロー



許可を受けた後

許可の更新申請	許可期間後、引き続き掲出する場合
許可の変更申請	許可の内容に変更がある場合
変更届	申請者、管理者等に変更がある場合
除却届	許可期限切れ、許可の取消し、掲出の取りやめにより除却した場合

(2) 事前協議

許可申請が必要な屋外広告物を掲出する場合は、あらかじめ事前協議が必要となります。

(ただし、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーンは事前協議の対象外です。)

なお、事前協議には次の書類等が必要です。

〔事前協議書に必要な書類等〕

- ・屋外広告物等事前協議書【様式第1号】
- ・形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面
- ・付近の見取り図
- ・位置図
- ※アーチ、電力柱等利用広告、立看板等、広告幕、広告旗については、屋外広告物から信号機、道路等までの距離を記載すること。
- ・表示又は設置場所及びその周辺の現況が分かるカラー写真
- ・景観チェックシート
- ・仰角計算書（第1種普通規制地域に建植広告物を掲出する場合のみ）
- ・その他市長が必要と認める書類

(3) 関係法令の申請等

屋外広告物の大きさ、掲出場所等によっては、山形市屋外広告物条例に基づく許可申請のほか、道路法や建築基準法等の関係法令に基づく手続きが必要となる場合があります。関係法令の許可等が必要な場合は、『屋外広告物等許可申請書』にその許可書等の写しを添付する必要があります。

また、関係法令には適合している屋外広告物が、山形市屋外広告物条例では不適合となる場合がありますので、関係法令の申請等を行う前に、屋外広告物の事前相談をお願いします。

法令名	内容等
建築基準法	【工作物確認申請】 ・屋外広告物の高さが4メートルを超える場合
道路法 道路交通法	【道路占用許可申請】 【道路使用許可申請】 ・屋外広告物を道路敷地や道路の上空に掲出する場合
都市計画法	【地区計画の区域内における行為の届出】 ・屋外広告物を地区計画区域内に掲出する場合

(4) 新規許可申請に必要な書類

新規許可申請に必要な書類は次のとおりです。

〔新規許可申請に必要な書類等〕

- ◆…はり紙及びはり札以外の場合
- …はり紙及びはり札の場合

◆●屋外広告物等許可申請書【様式第2号】

◆●申請手数料

◆●代理権を証する書面（代理人申請の場合）

◆ 表示又は設置場所の使用権を証する書類

◆ 形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面

◆ 付近の見取図

◆ 位置図

※アーチ、電力柱等利用広告、立看板等、広告幕、広告旗については、屋外広告物から信号機、道路等までの距離を記載すること。

●現物又は見本

◆ 関係法令の許可書等の写し（P3「(3)関係法令の申請等」参照）

◆ 仰角計算書（第1種普通規制地域に建植広告物を掲出する場合のみ）

◆ その他市長が必要と認める書類

- ※1 提出部数は1部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は2部提出してください。
1部は窓口にてお返しします。
- ※2 事前協議で提出済のものは、添付書類を省略することができます。

申請書の入手・相談・届出の窓口

■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL_023-641-1212（内線 525、526、516） FAX_023-624-8903

E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■公式ホームページ

URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

(5) 許可の期間

屋外広告物は、種類により許可の期間を次のとおり定めています。

屋外広告物の種類と許可期間

種類		許可の期間
建植広告	広告板、広告塔※	3 年以内
	アーチ	
壁面利用広告	広告板※	
屋上利用広告	広告板、広告塔※	
電力柱等利用広告	袖看板※	
	巻付広告、塗装広告	
共通のもの	はり紙、はり札等	1 月以内
	立看板等	3 月以内
	広告幕、広告旗	2 月以内
	アドバルーン	10 日以内

※これに類する特殊装置広告を含む。

(特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED 等 を使用した映像広告（表示物の点滅や動画による広告）を指します。)

3 許可を受けたあと（屋外広告物の掲出者の義務）

(1) 管理者等の設置・届出

許可を受けた者は、当該屋外広告物の管理者を定め、届け出なければなりません。また、管理者に変更があった場合についても、届出が必要です。

なお、許可を受けた者や管理者が氏名（法人にあっては、その名称）または住所を変更した場合も、届け出なければなりません。

〔管理者の設置・変更届出に必要な書類〕

- ・屋外広告物等管理者設置（変更）届【様式第15号】

〔設置者等の氏名（住所）変更の届出に必要な書類〕

- ・屋外広告物等設置者等の氏名（住所）変更届【様式第16号】

(2) 完成届

許可を受けた者及び届け出た者は、当該許可または届出に係る屋外広告物の掲出に必要な工事が完成した場合、速やかに届け出なければなりません。

〔完成届に必要な書類等〕

- ・屋外広告物等工事完成届【様式第14号】
- ・工事が完成したことが分かるカラー写真
- ・完了検査済証の写し（高さ4メートルを超える屋外広告物の場合）

(3) 許可等の表示

許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物に、許可の際に交付された許可証票を貼り付けなければなりません。（ただし、許可の押印を受けたものについては証票の貼り付けは不要です。）

許可証票の様式

屋 外 広 告 物 許 可 済 証
年 月 日まで
山 形 市 

(4) 適正な管理義務

屋外広告物を掲出する者又は管理者は、当該屋外広告物に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

(5) 許可の更新

許可を受けた屋外広告物は、許可の期間満了後も引き続き掲出しようとする場合は、許可の更新を受けることができます。

〔許可の更新申請に必要な書類等〕

- ◆…はり紙及びはり札以外の場合
- …はり紙及びはり札の場合

- ◆●屋外広告物等更新許可申請書【様式第4号】
- ◆●申請手数料
- ◆●代理権を証する書面（代理人申請の場合）
- ◆表示又は設置場所の使用権を証する書類
- ◆許可を受けた時点から新たに関係法令に基づく許可等を受けた場合（または許可を受けた時点で受けていた関係法令に基づく許可等に変更があった場合）は、当該許可等に係る許可書等の写し
- ◆屋外広告物等安全点検結果報告書【様式第5号】
ただし、次の屋外広告物を更新許可申請する場合は不要です。（P8「（6）安全点検」参照）
 - ・電力柱等利用広告（ただし袖看板は点検報告対象）
 - ・はり紙
 - ・はり札等
 - ・立看板等
 - ・広告幕
 - ・広告旗
 - ・アドバルーン
 - ・道路標識
- ◆その他市長が必要と認める書類

※ 提出部数は1部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は2部提出してください。
1部は窓口にてお返しします。

(6) 安全点検

屋外広告物を掲出する者は、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期点検を行い、必要に応じ、補修その他の措置を講じなければなりません。

また、許可の更新を申請する場合、当該屋外広告物の点検結果等について、報告を行う必要があります。

なお、点検は有資格者※が行う必要があります。(次の屋外広告物を更新許可申請する場合は不要です。電力柱等利用広告(ただし袖看板は点検報告対象)、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン、道路標識。)

〔屋外広告物等安全点検結果報告に必要な書類等〕

- ・屋外広告物等安全点検結果報告書【様式第5号】

- ・点検の状況を明らかにしたカラー写真

(任意の書式に写真画像データを貼り付け、カラー印刷したものでも可)

※ 現況の全景写真(点検後に撮影したもの)や点検の様子の写真のほか、必要に応じて異常個所の補修前後の写真を添付してください。

- ・点検を行った者が資格を有することを証する書類の写し

資格	証する書類
屋外広告士	登録証の写し
日広連※ ¹ 開催の点検技能講習会修了者	修了証の写し
その他資格者(一級建築士 等)	免許証明書等の写し
自治体が開催する講習会修了者	修了証の写し

※点検を行う有資格者

	建植広告 (うち特殊装置広告※ ³)	壁面利用広告 (うち特殊装置広告※ ³)	屋上利用広告 (うち特殊装置広告※ ³)	袖看板 (うち特殊装置広告※ ³)
・屋外広告士 ・日広連※ ¹ 開催の点検技能講習会修了者	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)
・一級建築士※ ² ・二級建築士※ ² ・一級建築施工管理技士※ ²	○ (×)	○ (×)	○ (×)	× (×)
・第一種電気工事士※ ² ・第二種電気工事士※ ²	× (×)	× (×)	× (×)	○ (×)
・特種電気工事資格者※ ²	× (○)	× (○)	× (○)	○ (○)

※1 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

※2 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

※3 特殊装置広告とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED等を使用した映像広告(表示物の点滅や動画による広告)を指します。

(7) 許可の変更

許可を受けた者は、当該屋外広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。(ただし、規則で定める軽微な変更については、許可不要です。)

〔許可の変更申請に必要な書類等〕

- ◆…はり紙及びはり札以外の場合
- …はり紙及びはり札の場合

- ◆●屋外広告物等変更許可申請書【様式第6号】
- ◆●申請手数料
- ◆●代理権を証する書面（代理人申請の場合）
- ◆ 形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面
- 現物又は見本
- ◆ 許可を受けた時点から新たに関係法令に基づく許可等を受けた場合（または許可を受けた時点で受けていた関係法令に基づく許可等に変更があった場合）は、当該許可等に係る許可書等の写し
- ◆ 景観チェックシート
- ◆ 仰角計算書（第1種普通規制地域に建植広告物を掲出する場合のみ）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

※ 提出部数は1部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は2部提出してください。
1部は窓口にてお返しします。

■軽微な変更

次の場合は、許可の変更申請は不要です。

- ・ 塗替え、補強、補修（汚染、退色、塗料等が剥離したときに行う、形状や大きさ、構造に変更を加えない程度のもの）
- ・ 表示する内容の一部の変更（表示する内容の種類、位置、形状、大きさの変更を伴わないもの）
- ・ 表示する内容を短期的かつ定期的に変更する広告物として許可・届出がされている建植広告、壁面利用広告又は屋上利用広告で、内容が短期的かつ定期的な変更で、位置及び形状の変更を伴わないもの（電光掲示板等）

(8) 除却義務

許可の取消しや、屋外広告物の掲出が不要となった場合、速やかに除却し、その旨を届け出なければなりません。

〔除却届に必要な書類〕

- ・ 屋外広告物等除却届【様式第13号】

■除却及び除却届を義務付けるもの

- ・ 許可の期間が満了したもの
- ・ 許可が取り消されたもの
- ・ 表示又は設置の必要がなくなったもの
- ・ 新たに許可が必要となった場合に、許可申請期間内に必要な許可・届出を行わないもの

4 違反に対する措置

(1) 違反に対する措置

規制内容に違反する行為を行った場合や、必要な義務の履行を怠った場合には、許可が取消されたり、除却などの必要な措置が命ぜられます。

①【許可の取消し】

- ・許可の条件に違反したとき
- ・変更の許可を受けなかったとき
- ・禁止広告物の規定、管理義務の規定に違反した屋外広告物に対する措置命令に違反したとき
- ・虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

②【措置命令】

- ・特別規制地域・禁止物件・普通規制地域・除却義務の規定や措置命令（除却命令を除く。）に違反して屋外広告物を掲出した者及び管理者に対する措置
⇒措置命令：当該屋外広告物を掲出する者及び管理者に対し、5日以上の期限を定め、当該屋外広告物の除却を命じる場合があります。
- ・禁止広告物・管理義務の規定に違反して屋外広告物を掲出した者及び管理者に対する措置
⇒措置命令：当該屋外広告物を掲出する者及び管理者に対し、5日以上の期限を定め、当該屋外広告物の改造、移転、除却その他の必要な措置を命じる場合があります。

③【行政代執行】

屋外広告物を掲出した者及び管理者が措置命令に係る義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の規定に基づき、市が自らその措置を行い、その費用を義務者から徴収する場合があります。

④【略式代執行】

②の措置を命じようとする場合において、措置命令の相手方を過失なくして確知することができないときは、市が自ら除却を行う場合があります。

⑤【簡易除却】

違反する屋外広告物が次の場合は、③及び④の手続きによらず、市が自ら除却する場合があります。

簡易除却の対象となる屋外広告物

■ はり紙 ■ はり札等 ■ 広告旗 ■ 立看板等

(2) 公表

違反に対する措置命令に従わなかったときは、当該命令の内容及び氏名、住所（法人にあっては名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を公表する場合があります。

(3) 罰則

(1)、(2) の他、次の罰金刑が科せられる場合があります。

措置命令違反者への罰則

罰則	内容
50 万円 以下の罰金	・ 除却命令に従わなかった場合
30 万円 以下の罰金	・ 特別規制地域、禁止物件に広告物等を提出した場合
	・ 許可を受けずに広告物等を提出した場合
	・ 許可事項の変更の許可を受けなかった場合
	・ 禁止広告物を提出した場合
	・ 許可の条件に違反した場合
	・ 許可の証票を貼り付けしなかった場合
	・ 除却届、管理者設置（変更）届、完成届をしない場合／虚偽の届出をした場合
	・ 除却義務に違反した場合
	・ 禁止広告物に対する是正の措置命令に違反した場合
20 万円 以下の罰金	・ 必要な報告をしない場合／虚偽の報告をした場合
	・ 立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合

※ 条例に違反した場合、その行為者が罰せられるだけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

5 許可の申請手数料

屋外広告物の掲出の許可、許可の変更、許可の更新を受けようとする場合は、申請手数料の納付が必要となります。(政治資金規正法の規定による届出を経た政治団体を除きます。)

(1) 手数料

許可の申請手数料

種類	申請手数料	
はり紙	50 枚につき	260 円
はり札等	1 枚につき	90 円
立看板等	1 枚につき	420 円
電柱塗装広告、 電柱巻付広告、電柱袖看板	1 個につき	430 円
広告幕、これに類するもの	1 枚につき	540 円
広告旗、これに類するもの	1 個につき	500 円
アドバルーン	1 個につき	2,480 円
アーチ	1 基につき	3,300 円
広告板、広告塔、 これらに類するもの	1 m ² 以下のもの 1 個につき	590 円
	1 m ² 超 5 m ² 以下のもの 1 個につき	1,280 円
	5 m ² 超 10 m ² 以下のもの 1 個につき	1,790 円
	10 m ² 超 20 m ² 以下のもの 1 個につき	3,100 円
	20 m ² 超 30 m ² 以下のもの 1 個につき	4,520 円
	30 m ² 超 1 個につき	4,520 円に当該超える分 5 m ² までごとに 710 円 を加算した額

※ 特殊装置広告の手数料の額は、この表により算定した額の 1.5 倍の額とします。

(特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED 等を使用した映像広告(表示物の点滅や動画による広告)を指します。)

(2) 納付方法

①現金支払い

許可申請書の提出時に、その場で現金にて納付してください。

②市が発行する納入通知書による支払い

許可申請書の提出時に、納入通知書を発行します。郵送による申請手続きを希望される場合は、返信用封筒を同封してください。(※封筒には必要な料金分の切手を貼付してください。料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により送付します。)

申請手数料は、山形市指定金融機関で納付してください。

納付の確認ができましたら、後日、許可書を交付します。(早急に許可書を必要とする場合は、その旨をご連絡のうえ、FAX等で領収書の写しを送付してください。)

6 申請書等の記入要領

(1) 屋外広告物等事前協議書【様式第1号】

1 「協議者」

事前協議を行う方について、次の事項を記入し、押印してください。（法人の場合は、代表者の印を押印してください。）

- ・住所（郵便番号含む）
- ・氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス（本社の代表アドレス）

2 「種別」の欄

掲出する屋外広告物の種類を記入してください。（P 5「屋外広告物の種類と許可期間」参照）

3 「面積」の欄

面積の考え方等については、別冊「ガイドライン編」P 26からの「資料編」該当部分をご覧ください。

4 「照明」の欄

掲出する屋外広告物に照明を使用する場合に、該当するものを丸で囲んでください。

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED等を使用した映像広告など表示物の点滅や動画による広告を指します。

その他とは、蛍光灯などの他の光源を使用した内照式の屋外広告物の場合及び投光器を用いた照明の場合等を指します。

5 「表示又は設置場所」の欄

該当するもの（地番か住居表示か）を丸で囲み、掲出場所を記入してください。

6 「表示者、設置者（許可申請予定者）」の欄

法人の場合は、主たる事業所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記入してください。
なお、協議者と同じ場合は、欄内に「協議者と同じ」と記入していただいて結構です。

7 「工事施行者」の欄

① 工事施行者は、山形市の登録業者（もしくは山形県に登録をしたうえで山形市に特例届出を行っている特例屋外広告業者）に限ります。

山形市のホームページに、山形市の登録業者及び特例届出業者の一覧を掲載しています。

② 「屋外広告業（登録・特例届出）番号」には、該当するもの（登録か特例届出か）を丸で囲み、番号を記入してください。

8 「添付書類」の欄

詳細はP 3「(2) 事前協議」を参照してください。

9 「協議に関する連絡先」の欄

協議内容に関して、問合せなどを行う場合があります。その際の連絡先を選択してください。

(2) 景観チェックシート

1 「表示・設置予定場所の景観類型基準」

- ① 屋外広告物を掲出する場所の景観類型を選択してください。

（景観類型については、市のホームページの地図情報システムより検索していただくか、担当までお問合せください。）

- ② 屋外広告物を掲出する場所周辺の特徴について、記入してください。

2 「特定景観誘導基準への配慮事項」

- （１）～（４）までの項目ごとに、景観へ配慮した事項を選択してください。

（特定景観誘導基準については、別冊手引き「ガイドライン編」P 19からを参照してください。）

- （２）色彩には、使用した色彩をマンセル値で記入してください。

- （３）素材（反射材）には、反射素材の名称及び使用面積を記入してください。

3 様式

景観チェックシートは、次の様式を使用してください。

景観チェックシート

1 表示・設置予定場所の景観類型基準

- ☐ 山岳自然景觀 ☐ 山麓自然景觀 ☐ 谷地自然景觀
- ☐ 果樹・田園景觀 ☐ 田園內產業景觀
- ☐ 中心市街地景觀 ☐ 伝統市街地景觀 ☐ 沿道商業景觀 ☐ 市街地住宅景觀

表示・設置予定場所周辺の特徴

2 特定景観誘導基準への配慮事項

(1) 形態・意匠

- ☐ 周辺から目立たないよう工夫した。
- ☐ 周囲の景観との調和に配慮した。
- ☐ 遠望する山並みとの調和に配慮した。
- ☐ 周辺の田園景観との調和に配慮した。
- ☐ 周辺の建築物等と調和するよう工夫した。
- ☐ 地域の歴史性を生かす工夫をした。
- ☐ その他（ ）

(2) 色彩

地色（マンセル値）：

その他の色彩（マンセル値）：

- ☐ 地色や基調色を低彩度にした。
- ☐ 周辺の景観との調和に配慮した。
- ☐ 使用する色数を少なくするよう努めた。
- ☐ 色彩相互の調和に配慮した。
- ☐ その他（ ）

※ マンセル値

伝統市街地景観では、使用できる地色の色彩の彩度を、マンセル値により次のとおり設定します。

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	10以下	10以下	10以下	8以下

(3) 素材 (反射材)

反射素材の名称：

反射素材の使用面積：

- ☐ 周辺景観への調和に配慮し、使用面積や使用箇所などを工夫した。
- ☐ 周辺の景観へ与える影響を抑えるための工夫をした。
- ☐ 周辺の住民生活に与える影響を抑えるための工夫をした。
- ☐ その他（ ）

(4) 電光表示・照明

- ☐ 点滅する電光表示や点滅する照明の使用を控えた。
- ☐ その他（ ）

特定景観誘導基準は、山形市景観計画における景観への配慮事項であり、努力規定となります。
山形市屋外広告物条例に基づく設置基準とは異なります。

(3) 屋外広告物等許可申請書【様式第2号】

1 「申請者」

次の事項を記入し、押印してください。(法人の場合は、代表者の印を押印してください。)

- ・住所(郵便番号含む)
- ・氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス(法人の場合は、所管する部署のアドレス)

2 「種別」の欄

掲出する屋外広告物の種類を記入してください。(P5「屋外広告物の種類と許可期間」参照)

3 「面積」の欄

面積の考え方等については、別冊「ガイドライン編」P26からの「資料編」該当部分をご覧ください。

4 「照明」の欄

掲出する屋外広告物に照明を使用する場合に、該当するものを丸で囲んでください。

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED等を使用した映像広告など表示物の点滅や動画による広告を指します。

その他とは、蛍光灯などの他の光源を使用した内照式の屋外広告物の場合及び投光器を用いた照明の場合等を指します。

5 「表示又は設置場所」の欄

該当するもの(地番か住居表示か)を丸で囲み、掲出場所を記入してください。

6 「管理者」の欄

申請を行う屋外広告物を適切に管理する方を記入してください。

記入しない場合は改めて、「屋外広告物等管理者設置(変更)届(様式第14号)」を提出する必要があります。

7 「工事施行者」の欄

① 工事施行者は、山形市の登録業者(もしくは山形県に登録をしたうえで山形市に特例届出を行っている特例屋外広告業者)に限ります。

山形市のホームページに、山形市の登録業者及び特例届出業者の一覧を掲載しています。

② 「屋外広告業(登録・特例届出)番号」には、該当するもの(登録か特例届出か)を丸で囲み、番号を記入してください。

8 「表示又は設置期間」の欄

広告物の種別ごとの許可期間内で記入してください。(P5「屋外広告物の種類と許可期間」参照) 始期は、設置開始日(工事完成日)を記入してください。

9 「短期的かつ定期的な変更の予定の有無」の欄

映画館の興行ポスター等を掲示した掲示板や、電光掲示板など、表示内容の変更が頻繁に行われることを前提とした屋外広告物について記入してください。

10 「工事予定期間」の欄

掲出に係る工事の予定期間を記入してください。

ただし、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はありません。

11 「他法令との関係」の欄

広告物等の掲出にあたり必要な関係法令の申請等について、該当するもの(要か不要か)を丸で囲んでください。

許可等の必要があるものについては、当該許可等に係る許可書等の写しを添付してください。

高さ4メートルを超える広告物等で、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない場合は、当該確認済証の写しを添付してください。

(4) 屋外広告物等更新許可申請書【様式第4号】

許可の期間が満了する60日前を目安に、申請者（もしくは管理者）あてに、更新許可申請の案内を送付します。同封の「屋外広告物等更新許可申請書」により、許可期間満了日の10日前までに、更新の手続きを行ってください。

許可内容を変更する必要がある場合は、更新手続きの前に各種変更の手続きが必要です。

また、更新手続きの際に「(6) 屋外広告物等安全点検結果報告書」(P20参照)を添付する必要があります。(電力柱等利用広告(ただし袖看板は点検対象)、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン、道路標識を除きます。)

1 「申請者」

次の事項を記入し、押印してください。(法人の場合は、代表者の印を押印してください。)

- ・住所(郵便番号含む)
- ・氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス(法人の場合は、所管する部署のアドレス)

2 「種別」、「面積」、「数量」、「照明」、「表示又は設置場所」の欄

前回許可申請時と同じ内容を記入してください。

※変更する場合は、変更許可申請書の提出が必要です。

3 「許可年月日」、「番号」の欄

更新しようとする直近の許可(許可書)の許可年月日と、許可番号を記入してください。(許可の際に送付している許可書に記載されています。)

4 「現期間」、「更新期間」の欄

① 現期間には現に許可を受けている期間を記入してください。(許可の際に送付している許可書に記載されています。)

② 更新期間には、許可期間満了日の翌日から許可期間までを記入してください。

許可期間は掲出する広告物等の種類によって異なりますので、P5「屋外広告物の種類と許可期間」を参照してください。

5 「短期的かつ定期的な変更の予定の有無」

映画館の興行ポスター等を掲示した掲示板や、電光掲示板など、表示内容の変更が頻繁に行われることを前提とした屋外広告物について記入してください。

6 「管理者」の欄

前回許可申請時と同じ内容を記入してください。

※変更する場合は、管理者設置(変更)届の提出が必要です。

7 「他法令との関係」の欄

屋外広告物の掲出にあたり必要な関係法令の申請等について、該当するもの(要か不要か)を丸で囲んでください。

許可を受けた時点から新たに関係法令に基づく許可等を受けた場合(または許可を受けた時点で受けていた関係法令に基づく許可等に変更があった場合)は、当該許可等に係る許可書等の写しを添付してください。

(5) 屋外広告物等安全点検結果報告書【様式第5号】

1 「報告者」

報告者は、許可申請を行った申請者（表示者、設置者）となります。

個人の方は氏名、法人の方は法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

2 「種別」の欄

掲出する屋外広告物の種類を記入してください。（P 5「屋外広告物の種類と許可期間」参照）

3 「許可年月日」、「番号」の欄

更新しようとする直近の許可年月日と、許可番号を記入してください。（許可の際に送付している許可書に記載されています。）

4 「表示又は設置場所」の欄

該当するもの（地番か住居表示か）を丸で囲み、掲出場所を記入してください。

5 「設置年月日」の欄

屋外広告物を、最初に設置（工事の完成）した日を記入してください。

6 「点検年月日」の欄

実際に点検を実施した日を記入してください。なお、点検は更新許可を申請する日の前3か月以内に実施しなければなりません。

7 「点検者」の欄

① 点検者は、実際の点検を行った方について、記入してください。

法人や団体に所属している場合、住所、電話番号は所属組織のものを記入していただいて構いませんが、「氏名」の欄に法人名（又は団体名）と点検を実施した個人名両方を記入してください。

② 点検は必ず有資格者が行ってください。点検を行う屋外広告物の種別により、有資格者が異なります。（詳細は、P 8「点検を行う有資格者」を参照してください。）

資格名称は、点検を実施した方の保有している資格を記入し、その資格を有することを証する書類の写しを添付してください。

③ 講習会修了者は、受講した自治体名、受講年、修了番号を記入してください。

8 「点検」の欄

① 「点検内容」について、屋外広告物の形状により該当する箇所・項目がないものについては点検不要ですが、その場合「異常」、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。

② 異常があった場合には、「改善の概要」欄に改善内容を記入してください。異常があるものの、経過観察や計画的改善措置とする場合は、問題ないと考えられる理由、改善の計画を記入してください。（書ききれない場合は、別途任意の様式に記入して提出してください。）

(6) 屋外広告物等変更許可申請書【様式第6号】

1 「申請者」

次の事項を記入し、押印してください。（法人の場合は、代表者の印を押印してください。）

- ・住所（郵便番号含む）
- ・氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス（法人の場合は、所管する部署のアドレス）

2 「種別」の欄

掲出する屋外広告物の種類を記入してください。（P5「屋外広告物の種類と許可期間」参照）

3 「面積」の欄

面積に変更がある場合は、変更後の面積を記入してください。

4 「照明」の欄

掲出している屋外広告物に照明を使用している場合に、該当するものを丸で囲んでください。

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED等を使用した映像広告など表示物の点滅や動画による広告を指します。

その他とは、蛍光灯などの他の光源を使用した内照式の屋外広告物の場合及び投光器を用いた照明の場合等を指します。

5 「許可年月日」、「番号」の欄

変更しようとする直近の許可年月日と、許可番号を記入してください。（許可の際に送付している許可書に記載されています。）

6 「表示又は設置場所」の欄

該当するもの（地番か住居表示か）を丸で囲み、掲出場所を記入してください。

※表示又は設置場所を変更する場合、変更許可申請ではなく、除却届の提出及び別途新規許可申請が必要です。

7 「変更事項」、「変更の理由」の欄

変更する内容と理由を記入してください。

変更が複数ある場合は、列記してください。

8 「管理者」の欄

許可（更新）申請時と同じ内容を記入してください。

※変更する場合は、管理者設置（変更）届の提出が必要です。

9 「工事施行者」の欄

- ① 工事施行者は、山形市の登録業者（もしくは山形県に登録をしたうえで山形市に特例届出を行っている特例屋外広告業者）に限ります。

山形市のホームページに、山形市の登録業者及び特例届出業者の一覧を掲載しています。

- ② 「屋外広告業（登録・特例届出）番号」には、該当するもの（登録か特例届出か）を丸で囲み、番号を記入してください。

10 「工事予定期間」の欄

掲出に係る工事の予定期間を記入してください。

ただし、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はありません。

11 「他法令との関係」の欄

屋外広告物の掲出にあたり必要な関係法令の申請等について、該当するもの（要か不要か）を丸で囲んでください。

許可を受けた時点から新たに関係法令に基づく許可等を受けた場合（または許可を受けた時点で受けていた関係法令に基づく許可等に変更があった場合）は、当該許可等に係る許可書等の写しを添付してください。

(7) 屋外広告物等除却届【様式第 13 号】

1 「届出者」

届出者は原則として、許可申請を行った申請者（表示者・設置者）となります。

2 「種別」、「面積」、「数量」、「許可年月日」、「番号」、「表示又は設置場所」

除却した屋外広告物の直近の許可（許可書）の内容を記入してください。

3 「照明」

除却した屋外広告物に照明を使用していた場合に、該当するものを丸で囲んでください。

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED 等を使用した映像広告など表示物の点滅や動画による広告を指します。

その他とは、蛍光灯などの他の光源を使用した内照式の屋外広告物の場合及び投光器を用いた照明の場合等を指します。

4 「除却事由」

該当する事由を丸で囲んでください。

5 「除却完了の日」

除却が完了した年月日を記入してください。

(8) 屋外広告物等工事完成届【様式第 14 号】

1 「届出者」

届出者は、許可申請を行った申請者（表示者・設置者）となります。

2 「種別」、「面積」、「数量」、「照明」、「許可年月日」、「番号」、「表示又は設置場所」の欄

工事施行をした屋外広告物の直近の許可（許可書）の内容を記入してください。

3 「工事施行者」

① 工事施行者は、山形市の登録業者（もしくは山形県に登録をしたうえで山形市に特例届出を行っている特例屋外広告業者）に限ります。

山形市のホームページに、山形市の登録業者及び特例届出業者の一覧を掲載しています。

② 「屋外広告業（登録・特例届出）番号」には、該当するもの（登録か特例届出か）を丸で囲み、番号を記入してください。

4 「工事完成年月日」

工事が完成した年月日を記入してください。

5 「添付書類」

・工事完成後の現況カラー写真

・高さ 4 m を超える屋外広告物で、建築基準法による建築確認申請を行った場合は、検査済証の写し

(9) 屋外広告物等管理者設置（変更）届【様式第 15 号】

1 「届出者」

届出者は、許可申請を行った申請者（表示者・設置者）となります。

ただし、変更後の管理者を届出者とすることもできます。

2 「種別」、「面積」、「数量」、「許可年月日」、「番号」、「表示又は設置場所」の欄

管理者を設置（変更）した屋外広告物の直近の許可（許可書）の内容を記入してください。

3 「照明」

管理者を設置（変更）した屋外広告物に照明を使用していた場合に、該当するものを丸で囲んでください。

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED 等を使用した映像広告など表示物の点滅や動画による広告を指します。

その他とは、蛍光灯などの他の光源を使用した内照式の屋外広告物の場合及び投光器を用いた照明の場合等を指します。

4 「管理者の設置」の欄

管理者を新たに設置した場合に、屋外広告物を適切に管理する方について記入してください。

5 「管理者の変更」の欄

管理者を変更した場合に記入してください。

① 「旧」には、変更前の管理者について記入してください。

② 「新」には、変更後の管理者について記入してください。電子メールアドレスも記入してください。

(10) 屋外広告物等設置者等の氏名（住所）変更届【様式第 16 号】

屋外広告物の表示者・設置者、管理者について、氏名や住所に変更があった場合に提出してください。

なお、表示者・設置者を別の個人や法人に変更する場合は、新たに許可申請が必要になります。

1 「届出者」

届出者は、許可申請を行った申請者（表示者・設置者）及び管理者となりますが、氏名や住所に変更があった場合は、変更後の氏名や住所を記入してください。

2 「種別」、「面積」、「数量」、「照明」、「許可年月日」、「番号」、「表示又は設置場所」の欄

設置者等の氏名（住所）変更をした屋外広告物の直近の許可（許可書）の内容を記入してください。

3 「設置者等の氏名（住所）」の欄

① 「旧」には、変更前の内容について記入してください。

② 「新」には、変更後の内容について記入してください。電子メールアドレスも記入してください。

(11) 仰角計算書（第1種普通規制地域に許可申請を出す屋外広告物（建植広告）の概要書）

第1種普通規制地域に許可申請が必要な屋外広告物（建植広告）を掲出する際、基準となる「仰角14度の範囲内」であることを示す概要書（次の様式）の提出をお願いします。

第1種普通規制地域に許可申請を出す屋外広告物（建植広告）の概要（設置地面が道路端よりも低い場合）

1 広告物等の掲出場所（住所・地番）

【注】付近の見取り図に設置場所を赤で表示してください。附近の状況が分かる写真を添付してください。

2 相互間距離（広告物等の掲出場所から半径50m未満の地域に、他の建植広告物の有無）
（無・有）

3 仰角14度

下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	H	() m 【上限は15m】
計算値	H_2	$H_2 = \frac{L}{4} + 2 + h_2 = \frac{()}{4} + 2 + () = () m$
結果	H (≤ ・ ≥) H_2 のため、仰角規制 (適合 ・ 不適合)	

4 縦横比率

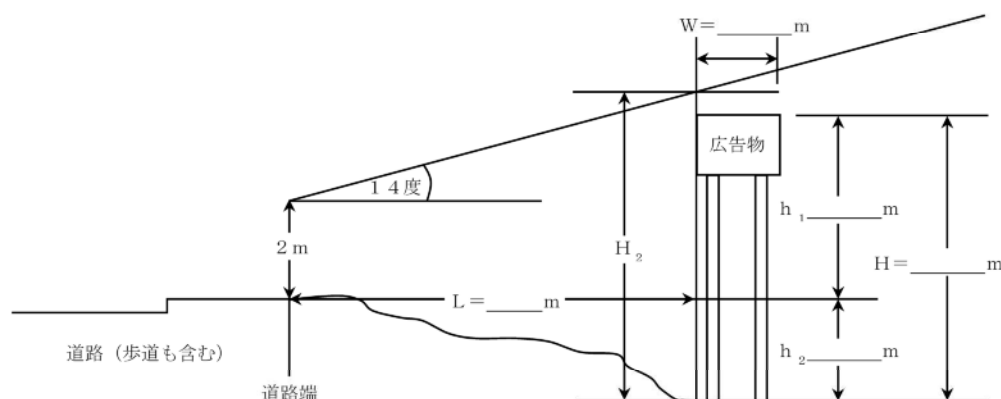
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	W	() m
	H	() m
結果	$\frac{W}{H} = \frac{()}{()} (≤ ・ ≥) \frac{1}{2}$ のため、縦横比率規制 (適合 ・ 不適合)	

【参照図】

(凡例)

L	道路端から広告物までの水平距離	h_1	道路端の地面から広告物の上端までの高さ
H_2	仰角14度の高さ	h_2	設置地面と道路端の地面の高差
H	設置地面から広告物の上端までの高さ（上限は15m）	W	広告物の横幅



以上に相違ありません。

実際に掲出した広告物等が上記と相違し、山形市屋外広告物条例の規定による基準を満たさない場合には、許可の取消しに同意します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

第1種普通規制地域に許可申請を出す屋外広告物（建植広告）の概要（設置地面が道路端よりも高い場合）

1 広告物等の掲出場所（住所・地番）

【注】付近の見取り図に設置場所を赤で表示してください。附近の状況が分かる写真を添付してください。

**2 相互間距離（広告物等の掲出場所から半径50m未満の地域に、他の建植広告物の有無）
（無・有）**

3 仰角14度

下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	h_1	() m	h_2	() m	H	$h_1 + h_2 = ()$ m
計算値	H_2	$H_2 = \frac{L}{4} + 2 = \frac{()}{4} + 2 = ()$ m				
結果	H ($\leq$ ・ $\geq$) H_2 のため、仰角規制 (適合 ・ 不適合)					

4 縦横比率

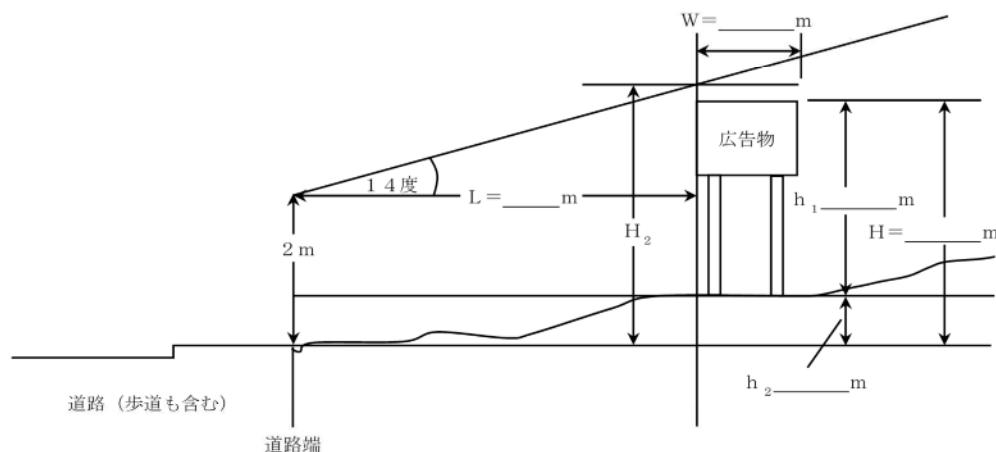
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	W	() m
	h_1	() m
結果	$\frac{W}{h_1} = \frac{()}{()}$ ($\leq$ ・ $\geq$) $\frac{1}{2}$ のため、縦横比率規制 (適合 ・ 不適合)	

【参照図】

(凡例)

L	道路端から広告物までの水平距離	h_1	設置地面から広告物の上端までの高さ（上限は15m）
H_2	仰角14度の高さ	h_2	設置地面と道路端の地面の高低差
H	道路端の地面から広告物の上端までの高さ	W	広告物の横幅



以上に相違ありません。

実際に掲出した広告物等が上記と相違し、山形市屋外広告物条例の規定による基準を満たさない場合には、許可の取消しに同意します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊞

第1種普通規制地域に許可申請を出す屋外広告物（建植広告）の概要（設置地面と道路端が水平な場合）

1 広告物等の掲出場所（住所・地番）

【注】付近の見取り図に設置場所を赤で表示してください。附近の状況が分かる写真を添付してください。

2 相互間距離（広告物等の掲出場所から半径50m未満の地域に、他の建植広告物の有無）
（無・有）

3 仰角14度

下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	H	() m	【上限は15m】
計算値	H_2	$H_2 = \frac{L}{4} + 2 = \frac{()}{4} + 2 = ()$	m
結果	H (≤ ・ ≥) H_2 のため、仰角規制 (適合 ・ 不適合)		

4 縦横比率

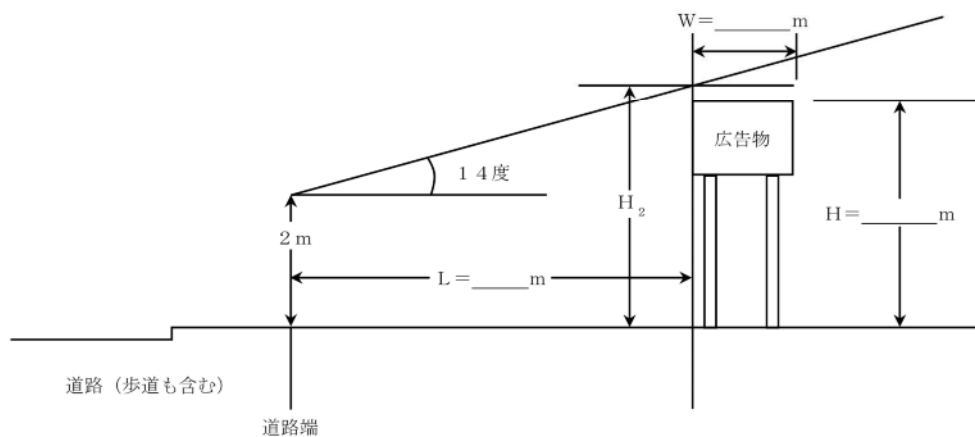
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	W	() m
	H	() m
結果	$\frac{W}{H} = \frac{()}{()}$	(≤ ・ ≥) $\frac{1}{2}$ のため、縦横比率規制 (適合 ・ 不適合)

【参照図】

(凡例)

L	道路端から広告物までの水平距離	H	設置地面から広告物の上端までの高さ（上限は15m）
H_2	仰角14度の高さ	W	広告物の横幅



以上に相違ありません。

実際に掲出した広告物等が上記と相違し、山形市屋外広告物条例の規定による基準を満たさない場合には、許可の取消しに同意します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

お問合せ

■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL_023-641-1212（内線 525、526、516） FAX_023-624-8903

E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■公式ホームページ

URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>